

# 商業統計調査にご協力を！



(卸売・小売業)

六月一日、全国一斉に商業統計調査が行なわれます。

調査の対象は、卸売・小売業を営む全国のすべての事業所(店舗)です。

この調査は、商業の実態を

明らかにし、国や地方公共団体における流通産業施策の基礎資料とするものです。五月中旬から調査員がつかがいますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ先 企画課(20 3156)



最近、「男女共同参画」という言葉をよく耳にしますが、ご存知ですか？

たとえば、自治会活動などの決定の場に当然のこととして、女性も男性も対等な立場で参加している状況は「男女共同参画」の1例と言えます。

鳥取市男女共同参画推進条例では、次のように定義しています。

### 男女共同参画とは

女性と男性が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思によって、社会のあらゆる分野で対等な構成員として活動し、参画する機会が確保されることにより、女性と男性が均等に政治的・経済的・社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

さまざまな角度から、みなさんと男女共同参画について考えていきたいと思っています。

問い合わせ先 企画課男女共同参画室(20 3166)



# 老人医療の高額医療費支給

老人医療で 同一世帯に属する複数の老人が入院した場合や、同一の月に異なる二つ以上の病院に入院した場合、一つの保険医療機関に支払った三万円(二万二千元)を超える一部負担の合計額が

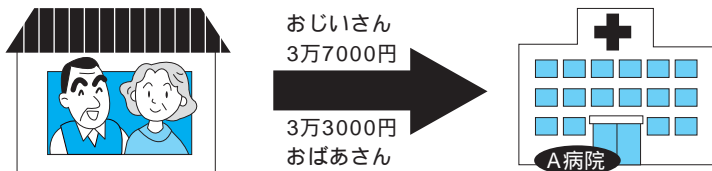
ら、三万七千二百円(二万四千六百円)を引いた額を高額医療費として支給します。

( )内は住民税非課税世帯

問い合わせ先 健康対策課(20 3193)

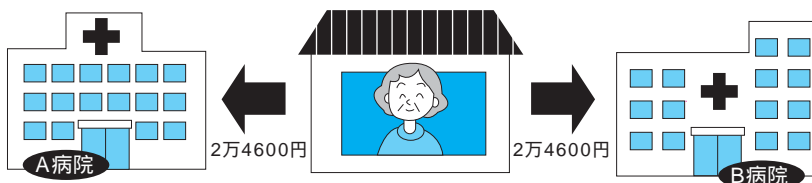
## 例えばこんな場合は...

### の例で一般世帯の支給額



$$(3万7000円 + 3万3000円) - 3万7200円 = 3万2800円$$

### の例で非課税世帯の支給額



$$(2万4600円 + 2万4600円) - 2万4600円 = 2万4600円$$